

議案第36号

葛飾区区民農園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成23年 6 月13日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

高砂七丁目第二農園を新設する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区区民農園条例の一部を改正する条例

葛飾区区民農園条例（平成10年葛飾区条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

〃 高砂七丁目第二農園	〃 高砂七丁目11番
-------------	------------

付 則

この条例は、平成23年 9 月 1 日から施行する。